

建設会社における新型インフルエンザ対策マニュアル

平成21年10月

社団法人 大阪建設業協会

総合企画委員会

法令制度検討部会

建設会社における新型インフルエンザ対策マニュアル

本マニュアルについて

新型インフルエンザ（A/H1N1）については、本年5月に国内初感染が確認された後、8月には厚生労働省から「流行シーズンに入った」との発表が行われ、秋冬に向けた大量の感染者発生が懸念されている。

これを受け、国土交通省においては、9月8日、国土交通省新型インフルエンザ対策本部局長・課長級会議において「国土交通省新型インフルエンザ（A/H1N1）感染防止対策等について」を決定し、同日発表された。

同対策においては、新型インフルエンザについては、

- ① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復していること、
- ② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であることなど季節性インフルエンザと類似する点が多いこと、
- ③ 基礎疾患を有する者を中心に重症化しやすいと考えられていること

といった特徴を踏まえ、各事業者及び事業者団体において、その事業形態や事業の特性、地域の実情等に応じて、創意工夫を凝らしたきめ細やかな感染防止対策等を講じ、「新型インフルエンザ対応マニュアル」として予め策定することが求められた。

本マニュアルは、新型インフルエンザウイルスの伝染による事業活動並びに社会生活への影響を最小限にとどめるための対応マニュアルの策定にあたり、会員企業の参考に供することを目的に作成したものである。

なお、本マニュアルは、あくまでも新型インフルエンザへの対応を念頭に作成したものであり、強毒性の鳥インフルエンザ等に対しては、より厳格な対応が求められることはいうまでもないが、現段階で同時にマニュアル化するのは困難であるため、あくまで新型インフルエンザ対策とした。

今後は、鳥インフルエンザ等、強毒性のインフルエンザ発生に備え、社内における新型インフルエンザの感染状況等、社内での影響を統計学的に十分分析し、来るべき時にそれらを活用できるよう準備することが必要である。

平成21年10月作成

1.事前準備

①マスク等感染拡大防止用品の備蓄

マスクの備蓄は、社員数×40日分の備蓄が理想であり、社員個人での備蓄についても指導する必要がある。

併せて、飛沫感染を防止し効果を発揮させるためには、正しい着け方を普段から身につけるよう広報する必要がある。（P8 参考資料参照）

また、アルコールを含んだ手指消毒剤消毒液の備蓄。

②感染防止対策の徹底

第一に新型インフルエンザの感染防止対策を徹底することが重要であるが、新型インフルエンザの感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものも多い。有効と考えられる感染防止策としては、外出後の手洗い・うがいの励行があげられ、職場内におけるうがい・手洗い・手指消毒に関する指導を徹底することが重要である。

また、副作用のリスクを理解させたくうえで、職員に対し、季節性インフルエンザの予防接種を受けることを勧奨する。これによって、インフルエンザ様の症状を有する社員が発生する可能性が減少し、職場に混乱を来す可能性を減少させ、医療機関の混雑や抗インフルエンザウイルス薬であるタミフル・リレンザ等の不足を防ぐ等、社会的な効果も期待できる。

③会社としての体制、社員への対策マニュアルの周知徹底

担当部署を設置し、体制（インフルエンザ対策担当、責任者等）および連絡体制を整備し、どのレベルから準備にかかるのか（発令までの準備期間を含め）など、社内体制を整備し、社員への対策マニュアルの周知徹底を図っておく。

④各部門として取り組むべき事項

全社として取り組む必要があることから、経営部門、総務部門、現場統括部門、インフルエンザ対策担当部門といった部門単位ごとに対策を整理し、それぞれの部門ごとに日常の業務の流れ(行動形態)を整理し、その流れの中でどこに新型インフルエンザの感染リスク(飛沫感染及び接触感染)のおそれがあるかを把握し、それらに諸々に応じた対策をとる。

(経営部門)

●企業内訓練の企画・実施

●職員の欠勤が増加した場合の事業継続方針(業務の優先順位付けや優先業務に関する人員の配置等)の決定

- 責任者が発症した場合の権限委譲方法の決定
- 協力要請できる関係者・会社の整理・把握等

(総務部門)

- 基礎疾患を有する者や妊娠中の人・乳幼児・高齢者等を家族に有する者等の把握
 - 職員の家族における発症事例の把握、情報収集
 - まん延時における出勤時間帯の見直しや公共交通機関の利用見直し
 - 給与・就業規則の見直しや労働組合との調整等
- *基礎疾患：肺疾患・糖尿病・腎臓病などをいう。

(現場統括部門)

- 勤務時の手袋や軍手の着用、勤務（中・随時・後）のうがいや手洗いの励行
- 感染防止に関する留意事項を記載したポスターの掲示、カード等の作成
- インフルエンザ様の症状が発生した場合の報告の徹底
- まん延時における朝礼の廃止、会議の延期・中止等

(インフルエンザ対策担当)

- 掲げた対策の実効が上がるようインフルエンザ対策の中心となり、状況に応じて職場内における感染防止に向けて可能な対策を検討し、順次実行していく。

2. 対策発令

大阪府内（あるいは近府県）で新型インフルエンザ感染者が発生あるいは流行し（平成21年10月現在は流行中）、大阪府あるいは府下の自治体から学校の休校や、不特定多数の人が集まるイベント等の中止が勧告された場合、社員及び来訪者の感染のリスクが高まると考えられることから対策に着手する。

3. 店社内における感染予防・感染拡大予防策

(1) 基本的感染予防

社員、外来者に対し、入室前に手洗い又は手指の消毒を行ってもらうため、入口に手洗い消毒液（アルコールの速乾性のものが望ましい）を設置し、消毒を徹底するための表示をおこない、手の消毒を徹底する。

また、毎朝体温計により社員の健康状態を把握する。

(2) 社内での感染防止対策

A) 飛沫飛散の防止対策

- ①咳やくしゃみについては必ずハンカチやティッシュ等で口鼻を覆っておこなうよう

常日頃からエチケット教育を実施する。

- ②熱はないが咳やくしゃみ等の軽い症状がある職員は、念のためマスクを常時着用することを指導する。
- ③面談が不可欠な場合、マスクを着用し、2メートル以上の対人距離を確保する。
- ④面談や会議は必要性を十分考慮し、電話、メール等可能な別の手段を活用する。

B) 感染者、感染の疑いのある者への対処

- ①38 度には満たないが熱があり咳やくしゃみがある場合には、早急に最寄りの医療機関の受診を促し、帰宅を強く推奨する。また、当該社員が使用した机、電話、パソコンなどについて消毒を行う。
- ②38 度以上の熱がありインフルエンザ様の症状がある場合には、早急に最寄りの医療機関の受診を促し、その結果を連絡させ、又は、通勤前に医療機関を受診させて医師の指導に従うよう呼びかける。その結果、新型（A型）インフルエンザに感染していたことが発覚した場合には、周りの社員の健康状態の把握に努める。また、当該社員が使用した机、電話、パソコンなどについて消毒を行う。
- ③新型（A型）インフルエンザに感染した社員に対しては、病気休暇の取得を呼びかけ、当該社員が出勤しようとする場合は、就業規則において自宅待機あるいは出勤の停止とする。（発熱から7日、熱が下がってから2日）また、当該社員が使用した机、電話、パソコンなどについて消毒を行う。
- ④自宅等で症状が出た場合は、自宅待機又は自宅勤務とする。
- ⑤社員の家族が新型（A型）インフルエンザに感染した場合、マスク着用など感染予防を徹底させる。また、社員本人の健康状態を十分確認し、少しでも熱や症状がある場合は、新型（A型）インフルエンザに感染している可能性があるため、最低3日間、自宅勤務とし、その後の経過を確認し、解除するものとする。（感染の場合は発熱から7日、熱が下がってから2日）

*熱、咳以外には「全身倦怠・咽頭痛・消化器症状・下痢・嘔吐」を伴う場合有り。

C) 使用済みのマスクや使用済みティッシュの廃棄

雑用室等に専用のごみ箱を用意し、そこに袋に封入して捨てる。

(3) 会議、集会等の削減

A) 主催会議の延期・中止

会議や人が集合する催事は必要性を十分考慮し、電子メール、電話等で対応できるものは、それらで代用するか延期も検討する。

B) 会議や集会の開催が不可欠な場合

- ①開催がどうしても必要なものについては、総務部長（又は、インフルエンザ担当）

等と事前に協議する。

- ②入る前に参加者に症状がないかを確認し、可能な限り2メートル以上離れた席の配置とし、参加者すべてがマスクを着用し、できるだけ短時間で終了する。

(4) 混雑を避けた出勤（大流行時）

- ①通勤混雑を避ける時差出勤（フレックスタイム等）を積極的に実施する。
- ②徒歩、自転車などへの通勤方法の変更ができる場合には、推奨する。

4.作業所における対応

(1) 平時からの対策

- ①作業員（協力業者含む）に対し、「新型インフルエンザ」についての教育を実施する。
- ②作業員に対し、日常の予防励行（うがい、手洗い、咳エチケット）を徹底し、作業場への手洗い消毒液の設置を義務付ける。

(2) 感染者が発生した場合の対策（以下は、協力会社へも周知）

- ①作業員の家族が新型（A型）インフルエンザに感染した場合、その作業員本人の健康状態を十分確認し、少しでも熱や症状がある場合は、新型（A型）インフルエンザに感染している可能性があるため、最低3日間、作業所入場を禁止とし、その後の経過を確認し、解除するものとする。（感染の場合は発熱から7日、熱が下がってから2日）
- ②作業員本人に38℃以上の発熱がある場合、新型（A型）インフルエンザに感染している可能性があるため、当該作業員の入場を禁止とし（作業所入り口や新規入場者教育実施時に、作業員への検温を実施）、早急に最寄りの医療機関に受診の上、その結果を連絡させ、又は、通勤前に医療機関に受診させて医師の指導に従うことを協力会社とも事前に打ち合わせを実施しておく。
また、その結果、新型（A型）インフルエンザに感染していたことが発覚した場合には、宿舍が同室であった者や、通勤車に同乗していた者等についても最低3日間の作業所入場を禁止する。
- ③集団感染を防ぐため、乗用車、トラック等に相乗りして通勤している作業員に対しては、普段から車内でのマスク着用を義務付ける。
- ④作業所での新型インフルエンザ流行度合いによっては、全体朝礼の中止、災害防止協議会等の会議・打合せの延期、協力会社詰め所内でのマスク着用を義務付ける。
- ⑤作業所内での新型インフルエンザまん延を防ぐ為、各協力会社は作業員及びその家族の健康状態を把握し、新型インフルエンザ感染状況を作業所長に必ず報告する。
- ⑥竣工が近い、あるいは工期が短い作業所など優先順位を事前に検討し、作業所にお

いて新型インフルエンザがまん延した場合に備え、人員のバックアップ体制を整備しておく。

(3) 改修工事等の対応

- ①事務所、工場、マンションなどにおいて居ながら改修により、当該施設内で作業を行う場合は、当該施設における新型インフルエンザ対策マニュアルに従うか、事前に当該施設管理者と打ち合わせを行い、対応方法を協議する。
- ②マスクの着用を義務付ける。

5. 社員の出張・会議参加

(1) 出張の延期又は中止

感染拡大地域への出張は、延期するか中止する。必要性が高い場合には協議する。

(2) 外部の会議への出席

出席する必要性を十分検討し、自分に症状があれば欠席。出席が必要なら万全の自衛措置を講じて出席する。

6. 会社としての事業継続

(1) 被害及び影響の想定

- ① 向こう2～3か月の業務への支障を、全社として早急に検討する。
- ② 社員の欠勤状況、自宅勤務の可能性、フレックスタイムが実施可能かどうかなどの予想を踏まえる。
- ③事業を継続するため、現場所長を含め、バックアップ体制を事前に整備しておく。
- ④現場によっては発注者との協議・調整も必要となるケースがあるので、事前に発注者とも打ち合わせを実施しておく。

(2) 業務の絞込み

- ① 延期・中止できる業務を役員会議（メールで実施が望ましい）等により意思決定する。
- ② 特に、多数の人が集まる業務については、重要度、必要性を勘案し、意思決定する。
- ③ 実施すべき業務は、感染リスク低減に努め、代理でも対応できる体制をとる。また、協力業者の状況把握にも努め、事業継続について確認していく。

(3) 業務縮小に関する関係機関との協議・連絡

- ① 事前に新型インフルエンザ発生時の対応について発注者等とも対策を協議しておき、業務の延期・中止、工期への影響等がある場合、発注者を含め、外部の関係機関に早期に連絡する。

7.業務復旧のタイミング

大阪府内での感染が小康状態となった場合には、通常の業務体制に戻すことを検討する。

参考資料：マスクの正しい使い方等について

日常生活において使用する家庭用マスクには、不織布製マスクとガーゼ（綿）マスクの2種類があるが、新型インフルエンザ発生時に使用する家庭用マスクとしては、ガーゼマスクではなく、フィルター効果の高い不織布製マスクの使用を推奨する。

なお、サージカルマスクN95マスクは患者を診察する医師などの医療従事者向けで、専門的知識とフィットテストなどの事前準備が必要であり、装着すると呼吸が苦しくなることもあるから、一般の方には不向きという意見もあるが、状況に応じて導入を検討することも必要である。

鼻の形に 針金を合わせて着用する

マスクの上から鼻をつまみ、針金部分を鼻の形に合わせて、着用する。

これにより鼻周りの密閉性を高めることができる。



あごを包むように、下まで掛ける

不織布マスクは波状になっており、上下に引き伸ばすことができる。

鼻あてを片手で押さえながら、あごを包むように、マスクを下まで伸ばす。

マスクの両脇を指で押さえて、肌に密着させる。

なお、マスクのゴムバンドが長すぎて、着用したときに両側に隙間ができてしまうときは、ゴムバンドの途中をしぼるなどして、顔にフィットさせるようにする。



不適切なマスクの着用例

鼻を覆わないでいると、マスクの効果が半減する。

きちんと鼻までマスクをし、肌に密着させる。



正しいマスクの使い方

不織布製マスクは原則として使い捨てであり、1日1枚程度を目安に使用する。ただし、咳やくしゃみをした人と接した場合、マスクの表面にウイルスが付着している可能性があるため、すぐに交換する。

また、使用中はあまり触らないようにし、外すときもなるべく表面には触らないようにする。

使い終わったマスクの廃棄方法

使い終わった後は、表面に触れないようにビニール袋に入れ、口を閉じて廃棄する。

マスクを廃棄した後は、手や指にウイルスが付いている可能性もあるので、すぐに手洗いや消毒用アルコール製剤による消毒を行う。

